

「経済財政運営と改革の基本方針2021」 等について

- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」について 1
- 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」について 5
- 「規制改革実施計画」について 10

※ 資料中の下線は、事務局において付記したものの。

「経済財政運営と改革の基本方針2021」について


経済財政諮問会議

【所掌事務】

- (1) 内閣総理大臣の諮問に応じて、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項についての調査審議
 - (2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、国土形成計画法に規定する全国計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性・整合性を確保するための調査審議
 - (3) 上記(1)(2)について、内閣総理大臣等に意見を述べること
- (内閣府設置法(平成11年法律第89号)より)

【委員名簿】

議長	菅 義偉	内閣総理大臣
	麻生 太郎	副総理 兼 財務大臣
	加藤 勝信	内閣官房長官
	西村 康稔	内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 兼 経済再生担当大臣
	武田 良太	総務大臣
	梶山 弘志	経済産業大臣
	黒田 東彦	日本銀行総裁
	竹森 俊平	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社理事長
	十倉 雅和	住友化学株式会社代表取締役会長
	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社代表取締役社長
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授

 令和3年6月18日付けで内閣総理大臣から当面の経済財政運営と改革の基本方針の在り方について経済財政諮問会議に諮問がなされ、それに対する答申として「経済財政運営と改革の基本方針2021」を決定し、政府として閣議決定。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）①

（安全衛生分科会に係る部分抜粋）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

（5）多様な働き方の実現に向けた働き方改革の実践、リカレント教育の充実 （フェーズⅡの働き方改革、企業組織の変革）

感染症の影響からテレワークの拡大などの変化を後戻りさせず、働き方改革を加速させる。「新たな日常」の象徴であるテレワークについては、その活用等による出勤者数削減に関する各事業者の実施状況の公表を促すとともに、幅広く周知することにより、見える化を進める。また、ワンストップ相談窓口の設置等、企業における導入を支援するとともに、ガイドライン¹⁰⁰の普及に取り組む。労働時間削減等を行ってきた働き方改革のフェーズⅠに続き、メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態への転換を図り、従業員のやりがいを高めていくことを目指すフェーズⅡ¹⁰¹の働き方改革を推進する。

ジョブ型正社員の更なる普及・促進に向け、雇用ルールの明確化や支援に取り組む。裁量労働制について、実態を調査した上で、制度の在り方について検討を行う。兼業・副業の普及・促進のため、ガイドライン¹⁰²の周知、取組事例の横展開等に取り組む。選択的週休3日制度について、育児・介護・ボランティアでの活用、地方兼業での活用などが考えられることから、好事例の収集・提供等により企業における導入を促し、普及を図る。また、フリーランスについて、ガイドライン¹⁰³を踏まえ、関係法令¹⁰⁴の適切な適用等を行うとともに、事業者との取引について書面での契約のルール化などを検討する。これらの取組により、多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働ける環境を整備する。あわせて、公的職業訓練における在職者の訓練の推進、教育訓練休暇の導入促進等を含め、働きながら学べる仕組みを抜本的に見直すとともに、周知を徹底することにより、その活用を図る。また、民間求人メディア等についてマッチング機能の質を高めるためのルール整備やハローワークとの情報共有の仕組みの構築に取り組む。加えて、雇用保険の業務データ等を用いて公共職業訓練等の効果の分析を行い、今後の施策に反映させる。

（略）

100 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（令和3年3月25日厚生労働省改定）。

101 メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態への転換、より効率的で成果が的確に評価されるような働き方への改革。ジョブ型の雇用形態とは、職務や勤務場所、勤務時間が限定された働き方等を選択できる雇用形態。

102 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和2年9月1日厚生労働省改定）。

103 「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和3年3月26日内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）。

104 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）、労働関係法令。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）②

（安全衛生分科会に係る部分抜粋）

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

2. 社会保障改革

（1）感染症を機に進める新たな仕組みの構築

（略）

医療・特定健診等の情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みや民間PHRサービスの利活用も含めた自身で閲覧・活用できる仕組みについて、2022年度までに、集中的な取組を進めることや、医療機関・介護事業所における情報共有とそのための電子カルテ情報や介護情報の標準化の推進、医療情報の保護と利活用に関する法制度の在り方の検討、画像・検査情報、介護情報を含めた自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備、科学的介護・栄養の取組の推進、今般の感染症の自宅療養者に確実に医療が全員に提供されるよう医療情報を保健所と医療機関等の間で共有する仕組みの構築（必要な法改正を含め検討）、審査支払機関改革¹³⁷の着実な推進など、データヘルス改革に関する工程表に則り、改革を着実に推進する。

（略）

また、感染症による不安やうつ等も含めたメンタルヘルス対策を推進する。

¹³⁷「審査支払機能に関する改革工程表」(2021年3月31日厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会)等に基づく審査支払基金の改革。

「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」 について

成長戦略会議

【趣旨】

経済財政諮問会議が示す経済財政運営と改革の基本方針等の下、我が国経済の持続的な成長に向け、成長戦略の具体化を推進するため、成長戦略会議を開催する。

（「成長戦略会議の開催について」（令和2年10月16日内閣総理大臣決裁）より）

【委員名簿】

(議長)	加藤 勝信	内閣官房長官
(副議長)	西村 康稔	経済再生担当大臣
	梶山 弘志	経済産業大臣
(有識者)	金丸 恭文	フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長グループCEO
	國部 毅	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長
	櫻田 謙悟	SOMPOホールディングス株式会社グループCEO取締役代表執行役社長
	竹中 平蔵	慶應義塾大学名誉教授
	デービット・アトキンソン	株式会社小西美術工藝社代表取締役社長
	南場 智子	株式会社ディー・エヌ・エー代表取締役会長
	三浦 瑠麗	株式会社山猫総合研究所代表
	三村 明夫	日本商工会議所会頭

成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定） （安全衛生分科会に関する部分抜粋）

第5章 「人」への投資の強化

2. テレワークの定着に向けた取組

テレワークの定着に向けて、労働基準関係法令の適用について、ガイドラインの周知を図る。

また、全国において良質なテレワークを推進するため、ICTツールの積極的な活用やサテライトオフィスの整備等を進める。

事業者テレワークの実施状況について公表するよう促す。

3. 兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

多様な働き方や新しい働き方を希望する方のニーズに応え、企業における兼業・副業の選択肢を提供するとともに、短時間正社員等の多様な正社員制度の導入を促進する。産業構造の変化に伴う労働移動の円滑化を図るためにも、フェーズⅡの働き方改革を推進する。

選択的週休三日制度について、好事例の収集・提供等により、企業における導入を促し、普及を図る。

第13章 重要分野における取組

2. 医薬品産業の成長戦略

（略）

データヘルス改革を推進し、個人の健康医療情報の利活用に向けた環境整備等を進める。また、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）の充実や研究利用の際の利便性の向上を図る。

（略）

成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）①

（安全衛生分科会に関する部分抜粋）

1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

（1）デジタル庁を中心としたデジタル化の推進

ii）デジタル社会の共通基盤の整備

（マイナンバー制度）

- ・優先的な取組が求められる医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等について、マイナンバーを活用した住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等を目指す。あわせて、2021年度に、各種免許・国家資格等の範囲等について調査を実施し、2023年度までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、2024年度にデジタル化を開始する。

（5）デジタル技術を踏まえた規制の再検討

- ・労働安全衛生法の規制対象であるボイラーについて、2021年3月に、開放検査周期を最長12年に延長したことについて周知を図る。また、検査周期を設備の状態により管理する手法（CBM）や事業者による自主的な検査の導入に向け、適用可能な技術の把握やその信頼性の担保といった技術的課題、必要となる組織体制や客観性等公正さの担保といった体制的課題について、2021年度中に対応を検討し結論を得る。
- ・また、労働安全衛生法上の防爆規制について、2021年2月に示した電子機器等を活用する場合における危険エリアの判断基準の周知を図る。また、防爆エリアにおける非防爆ポータブル機器の持ち込み規制の見直しに向けて、検定制度によらない安全確保措置の在り方について、2022年までを目途に議論が進められているIECにおける動向も踏まえつつ、対応を検討し結論を得る。

4. 「人」への投資の強化

（2）テレワークの定着に向けた取組

- ・時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として、テレワークなど新たな働き方の導入・定着を図ることが重要である。政府としては、テレワークの定着に向けて、2021年3月にテレワークガイドラインを改定し、労働時間の把握・管理、健康確保について、
 - －テレワーク時における労働者の自己申告による労働時間の把握・管理については、自己申告された労働時間が実際の労働時間と異なることを客観的な事実により使用者が認識している場合を除き、労働基準法との関係で、使用者は責任を問われないことを明確化する。
 - －（中抜け時間があったとしても、）労働時間について、少なくとも始業時刻と終業時刻を適正に把握・管理すれば、労働基準法の規制との関係で、問題はないことを確認する。
 - －テレワーク時には原則禁止であるとの理解があるテレワークガイドラインの「時間外、休日、深夜労働」について、テレワーク以外の場合と同様の取扱いとする。
 - －長時間労働者・高ストレス者に対する医師の面接指導については、リモートでの面接指導も企業が柔軟に選択することができる。こと等の方向性の下、記述を大幅に刷新したところであり、本ガイドラインの内容を分かりやすく紹介したパンフレット等により丁寧な周知を図っていく。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点からも、テレワーク相談センターの設置・運営やテレワーク導入に係る助成等による導入支援を強力的に推進する。
- ・多くの企業が新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを経験したことを踏まえ、良質なテレワークの定着・加速に向けて、テレワーク導入企業に対する評価の仕組みについて新たに検討を行う。また、全国的な導入支援体制の整備、中小企業に対する専門家による無料相談といった支援策を継続するとともに、コミュニケーションやマネジメントといった課題を解決するためのICTツールの積極的な活用の推進やテレワークを円滑に行うことができる超高速ブロードバンド基盤の整備支援等を行う。

成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）②

（安全衛生分科会に関係する部分抜粋）

4. 「人」への投資の強化

（3）兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現

i) 兼業・副業の促進

- ・ 企業も労働者も安心して兼業・副業を行うことができるよう、2020年9月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定し、労働者の申告等による副業先での労働時間の把握や簡便な労働時間管理の方法を示すなど、ルールを明確化したところであり、本ガイドラインの内容を分かりやすく紹介したパンフレットや労働時間の申告の際に活用できる様式例について丁寧に周知を行う。

また、複数就業者に関するセーフティネットの見直しとして、

－65歳以上の者の雇用保険の適用について、本人の申出を起点として2つの事業所の労働時間を合算して適用する制度の試行

－労災保険給付について、非災害発生事業場の賃金額も合算して算定するとともに、複数就業者の就業先の業務上の負荷を総合的に評価して労災認定すること

を内容とする2020年に成立した雇用保険法等の一部を改正する法律について、事業主や労働者に広く周知を行う。

iv) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

①長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備

- ・ 2019年4月から大企業、2020年4月から中小企業に対して適用された時間外労働の上限規制について、引き続き適切な施行に努める。あわせて、2024年4月からの建設業や医師等への適用に向けて、相談体制の充実や制度の周知徹底、適用猶予期間においても、必要な法整備を含め、時間外労働の削減や労働者の健康確保のための取組を行うよう、働きかけや支援を行うなど、円滑な法の適用に向けた取組を行う。

1 2. 重要分野における取組

（2）医薬品産業の成長戦略

ii) データヘルス、健康・医療・介護のDX

①データヘルス（健康・医療・介護でのデータ利活用）の推進

（PHRの推進）

- ・ 個人の健診や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療現場での正確なコミュニケーションに役立てるため、PHR（Personal Health Record）を引き続き推進する。
- ・ マイナポータル等を通じた個人へのデータ提供について、予防接種歴、乳幼児健診等情報に加え、特定健診情報は遅くとも2021年10月までに、薬剤情報についても同月から開始することを目指す。その他の健診・検診情報については、2020年夏に策定した「データヘルス集中改革プラン」に基づき、地方公共団体等への支援など、実現に向けた環境整備を行い、2022年を目途に電子化・標準化された形での提供の開始を目指す。
- ・ PHRサービスの利活用の促進に向けて、2021年4月に取りまとめた「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を普及し、その遵守を求めるとともに、官民連携して、より高いサービス水準を目指すガイドラインを、2022年末を目標に策定する。また、当該ガイドラインの遵守状況を認定する仕組みなどが整備されるよう、必要な支援を行う。

「規制改革実施計画」について

規制改革推進会議

【所掌事務】

- (1) 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）に関する基本的事項を総合的に調査審議すること。
- (2) (1) の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。
- (内閣府本府組織令（平成12年政令第245号）（抜粋））

【委員名簿】

議長	小林 喜光	株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長
議長代理	高橋 進	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
議員	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	大石 佳能子	株式会社メディヴァ代表取締役社長
	大槻 奈那	マネックス証券株式会社専門役員、名古屋商科大学ビジネススクール教授
	大橋 弘	東京大学公共政策大学院院長
	佐久間総一郎	日本製鉄株式会社顧問
	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科教授
	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
	高橋 滋	法政大学法学部教授
	武井 一浩	西村あさひ法律事務所弁護士（パートナー）
	竹内 純子	NPO法人国際環境経済研究所理事・主席研究員
	谷口 綾子	筑波大学システム情報系教授
	中室 牧子	慶應義塾大学総合政策学部教授
	南雲 岳彦	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社専務執行役員
	夏野 剛	慶應義塾大学政策・メディア研究科特別招聘教授
	新山 陽子	立命館大学食マネジメント学部教授
	水町 勇一郎	東京大学社会科学研究所教授
	御手洗瑞子	株式会社気仙沼ニッティング代表取締役

※令和元年10月31日付けで内閣総理大臣から経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）に関して規制改革推進会議に諮問がなされ、これに対する答申として「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」を決定。これを踏まえ、令和3年6月18日に政府として「規制改革実施計画」を閣議決定。

規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）①

（安全衛生分科会に係る部分抜粋）

Ⅱ 分野別実施事項

1. デジタルガバメントの推進

（2）書面・押印・対面の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	キャッシュレス化の推進	<p>a 各府省は、支払い件数が1万件以上の手続等について、オンライン納付（インターネットバンキング、クレジットカード、口座振替等1以上）を導入する。</p> <p>b 各府省は、以下の①又は②に該当する手続等のうち、窓口支払い件数が1万件以上のもの及びそれと同じ窓口で手続等が行われるものについて、窓口における現金又はキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、QRコードの1以上）による納付を可能とする。</p> <p>① オンライン納付に対応せず、窓口支払い（印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む）に限られる手続等</p> <p>② オンライン納付に対応していても、窓口支払い（印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む）が多く残ると見込まれる手続等</p> <p>c デジタル庁は、行政の手続における手数料等について、キャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、QRコード）による納付を可能とするために必要な制度整備を行う。</p>	a,b:可能なものから速やかに措置 c:次期通常国会に法案を提出	a,b:全府省 c:デジタル庁（内閣官房）

2. デジタル時代に向けた規制の見直し

(17) 医療・介護分野における生産性向上

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
31	産業医の常駐及び兼務条件の緩和	<p>a 産業医の業務に関して、労働衛生水準を損なうことなくオンラインで実施可能な業務内容等を整理した上で、一定規模以上の事業場において専属で選任が必要な産業医（以下「専属産業医」という。）に求められている常駐の必要性を見直し、オンラインで実施可能な業務の考え方等を通知等で明らかにする。</p> <p>b オンラインで実施可能な業務内容等の整理の結果等を踏まえて、「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」（平成9年3月31日基発第214号）及び「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の事業場間の地理的關係について」（平成25年12月25日厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知）により求められている、専属産業医が他の事業場の非専属産業医を兼務する際の地理的要件（1時間以内で移動できる範囲）を廃止する。</p>	措置済み	厚生労働省

4. グリーン（再生可能エネルギー等）

(12) バイオマスに係る安全規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
70	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）における温水ボイラーの圧力・伝熱面積規制の見直し	同法における温水ボイラーの規制区分が欧州の流通段階における規制区分と異なり、バイオマスボイラー普及の障害の一つとなっているため、使用段階を含む海外規制（欧州や米国等）及びバイオマス温水ボイラーの特性について詳細調査、専門家による技術検討等を実施し、規制の見直しを措置する。	令和3年8月検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省 12

規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）②

（安全衛生分科会に係る部分抜粋）

5. 雇用・教育等

（2）テレワークの普及・促進に資する取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	テレワークの普及・促進に資する取組	<p>厚生労働省は、テレワークの普及・促進に資するよう、以下の方向性を踏まえて「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」において、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」（以下「テレワークガイドライン」という。）の改定及び関連する措置に向けた議論を加速させ、取りまとめを行う。その結果に基づき、<u>テレワークガイドラインの改定等を行う。</u></p> <p>○ 総論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワークの普及・促進のためには、テレワークは働き方として、労働時間管理にとどまらず、労務管理全般について、テレワークはオフィスで働く場合と同様に扱われるものである一方、その特性上、オフィスで働く場合と異なる点が生じ得るものであることから、労働時間に関する関係法令の留意事項を示すだけでなく、これまで記載の薄かった労務管理全般に関する事項を充実させ、労使双方にとってテレワークでの働き方を行いやすいものとしていく必要がある。具体的には、労働者の健康状態の確認や人材育成、人事評価等の観点から網羅的に整理し、質の高いテレワークを行えるよう労使双方にとってテレワークの実施に当たって取り組む事項が明確になるよう記載を充実する。 ・ 業務を効果的に実施する観点から出社とテレワークを組み合わせたことが有効な場合もあることや、テレワークの実施に当たっても労働時間と生活時間の切り分けなど労働者のワークライフバランスについても配慮が必要であることを記載。 <p>○ 労務管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正社員、非正規雇用労働者等の雇用形態の違いのみを理由としてテレワーク対象者を分けることのないよう留意が必要である旨を記載。 ・ また、派遣労働者についても、円滑にテレワークが行うことができるよう、テレワークを行う際の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）上の留意事項について言及する。 ・ 労働者が自律的に働くことができるよう、労使双方にテレワークのメリットがあることを明確にしつつ、管理者側のマネジメント能力の向上や労働者の人材育成も重要である点に言及する。 ・ 在宅勤務手当や実費支給の通勤手当が社会保険料の算定基礎となる報酬に該当するか等の取扱いについて明確化する。 <p style="text-align: right;">（次ページへ続く）</p>	措置済み	厚生労働省

規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）③

（安全衛生分科会に係る部分抜粋）

5. 雇用・教育等

（2）テレワークの普及・促進に資する取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	テレワークの普及・促進に資する取組	<p>○ 労働時間管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間管理について、出社の場合と比べてテレワーク時には、使用者による現認ができない等の特性があり、長時間労働の抑制に留意する必要がある。テレワーク時に過度な管理を求めるものではないことを明確にしつつ、テレワークの特性も踏まえた適正な労働時間管理ができるよう、いわゆる中抜け時間の対応等にも留意しつつ、労働者の自己申告による把握も含めた労働時間の把握方法などを明確化する。 ・ テレワーク時の所定労働時間外・休日・深夜労働についてはテレワーク時において、これらが原則禁止であるとの理解がある記述をテレワーク時以外の場合と同様の取扱いに修正する。 ・ 事業場外みなし労働時間制やフレックスタイム制がテレワークになじみやすい制度である旨を示した上で、適切な活用が図られるよう、適用要件などに係る記載の整理・明確化を行う。 <p>○ 労働安全衛生等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自宅等でテレワークを行う際の作業環境の整備や、労働者のストレス軽減や心身の不調の変化の早期把握に当たって事業者・労働者が留意すべき事項について、テレワークの特性を踏まえて整理し、例えばチェックリストなどにより、分かりやすく示す。その際には、労使双方にとってチェックリストなどの確認が過大な負担とならないよう留意する。</u> ・ テレワーク時において被災した労働者への迅速かつ公正な労災保険給付のため、事業主等が災害発生状況を正確に把握できるよう、労働者が当該状況を記録しておくこと等の方策を示す。 	措置済み	厚生労働省

規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）④

（安全衛生分科会に係る部分抜粋）

5. 雇用・教育等

(3) 労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃	<p>a 厚生労働省は、長時間労働等が認められる労働者に対し行う医師による面接指導について、コロナ禍で対面指導に制約がある中、非対面の面接指導を促進する観点から、「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」(平成27年9月15日厚生労働省労働基準局長通達)における対面を原則とする記述を削除し、中立的な記述となるよう見直す。あわせて、情報通信機器を用いて面接指導を行う場合には面接指導を行う医師について産業医である必要があるなど一定の要件が課されているが、一定の要件のうちいずれかに該当することが望ましい旨の記載とし、事実上要件を撤廃する。</p> <p>b～d(略)</p> <p>e 労働安全衛生法の規定に基づく特別教育の実施に当たり、「インターネット等を介したeラーニングにより行われる特別教育の当面の考え方等について」では、例えば、動画再生やPCの操作記録等に基づき事業者等が受講状況を確認する場合やWEB会議ツールを用い、リアルタイムで講師が受講状況を確認しながら教育を行う等の措置をとる場合等には監視者の配置や受講時間の特定を求めるものではないことが必ずしも明らかとなっていない。</p> <p>厚生労働省は、受講状況の確認と各特別教育規程で定める教育時間以上の教育が行われたことが担保できれば、以上の例のようなeラーニングを行うことができることを明らかにし、具体的な措置のモデルケースを提示しつつ、通知などの措置により周知する。</p>	a,e:措置済み	厚生労働省

6. その他横断的課題

(2) 各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合	各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則として、サイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状6か月未満のものは6か月以内に統一する。さらに、写真の電子的提出も推進する。	令和4年度措置	全府省